一般財団法人日本ジャンプロープ連合
国際大会派遣規程

第1章 総則

第1条（目的） 本規程は、一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下「当連合」という）が実施する国際大会への選手・引率者・スタッフ（以下「派遣団員」という）の派遣に関し、必要な事項を定めることを目的とする。派遣団員が日本代表としての自覚を持ち、安全かつ円滑に活動を遂行するための基準とする。

第2条（適用範囲） 本規程は、当連合が派遣を決定したすべての国際大会、およびこれに伴う海外遠征・合宿等に適用される。

第2章 派遣の決定と中止基準

第3条（派遣の決定） 国際大会への派遣は、大会の重要性、競技力、現地の安全情勢等を総合的に判断し、理事会（または派遣決定機関）において決定する。

第4条（安全情報の確認と中止判断）

1. 当連合は、外務省が発出する「海外安全情報」に基づき、派遣の可否を以下の通り判断する。

    レベル1（十分注意してください）：派遣団員および保護者の個別の同意を得た上で、派遣を実施する。ただし、現地情報の収集を強化する。

    レベル2（不要不急の渡航はやめてください）：原則として、派遣を中止または延期する。

    レベル3（渡航は止めてください）以上: 理由の如何を問わず、派遣を中止または即時帰国とする。

2. 前項に基づく派遣実施の最終的な判断は、原則として大会パッケージ費用のキャンセル料が全額発生する日の3日前（以下「最終判断日」という）までに行うものとする。ただし、最終判断日以降に急激な情勢の変化があった場合は、この限りではない。

第5条（諸情勢による派遣の中止・延期・帰国勧告）

1. 前条の規程に関わらず、当連合は以下の各号のいずれかに該当する場合、派遣の中止、延期、または現地滞在中の派遣団員に対して即時帰国を命じることができる。

    (1) 公衆衛生上の緊急事態：世界保健機関（WHO）がパンデミックを宣言した場合、または「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を発出した場合。

    (2) 主催者側の動向：大会主催者（国際競技連盟等）が大会の中止もしくは延期を発表した場合、または開催が危ぶまれる重大な発表を行った場合。

    (3) 交通手段の途絶：利用予定の航空便の欠航、減便、または就航停止により、往復のフライト確保が困難になる恐れがある場合、または帰国が困難になると予想される場合。

    (4) 渡航先国の受入制限および隔離措置：渡航先政府による査証（ビザ）の発給停止、入国拒否、または入国後の隔離義務・行動制限措置等により、大会への出場や本来の活動に著しい支障が出ると当連合が判断した場合。

    (5) その他の不可抗力：戦争、テロ、暴動、天災地変、またはこれらに準ずる事態が発生し、団員の安全確保が困難であると判断される場合。

2. 第1項の事態が発生した場合であっても、当連合が情報の収集を行い、代替手段の確保や安全対策の徹底により派遣が可能かつ有益であると特別に認めた場合は、派遣団員および保護者の個別の同意を得た上で、派遣を実施することがある。

第3章 費用負担と返金

第6条（費用の負担および補助金）

1. 派遣に要する費用（航空賃、宿泊費、登録料等）の負担区分は、公費負担、自己負担、および一部負担を含む各種補助金等とし、大会ごとに別途定める通知に従うものとする。
2. 公費および補助金等の支給を受けた派遣団員は、当該資金を本派遣の目的以外に使用してはならない。本規程への違反や、虚偽の申請、または派遣の目的を著しく損なう行為があった場合、当連合は支給の停止または全額もしくは一部の返還を命じることができる。

第7条（キャンセル料および支払遅延の取扱い）

1. 当連合は派遣の募集に際し、辞退時期に応じて旅行代理店、航空会社または大会主催者等に対して発生するキャンセル料の金額又は割合を明記した「キャンセル料発生スケジュール表」をあらかじめ派遣団員に提示しなければならない。なお、キャンセル料の発生日は、航空券、宿泊、登録料等により異なるものとする。

2. 「意思確認日」において参加を承諾した後に、派遣団員が自己都合により辞退した場合は、理由の如何に関わらず、提示されたスケジュールに基づき発生するキャンセル料の全額を当該派遣団員が負担するものとする。
3. 当連合または主催団体の判断により、派遣中止を決定した場合、既に発生している取り消し不能な実費（返金されない費用）を除き、当連合が派遣団員に返金可能な残額を返金する。
4. 派遣団員が当連合の指定する支払期限を徒過して費用を支払う場合、当連合はペナルティとして派遣団員に遅延金を課すことができる。遅延金の詳細は大会ごとに定める。
5. メンバー個人の辞退または代表資格の取り消しにより、所属するチームが大会に出場できなくなった場合、またはメンバー変更が必要になった場合、それに関わるエントリー費等の費用問題については、すべて当該チームの責任において解決するものとし、当連合は一切の責任を負わない。

第4章 派遣団員の義務と行動規範

第8条（事前確認義務） 派遣団員は、当連合が実施する説明会、そのアーカイブ映像、および事前共有資料等の内容を必ず確認し、大会参加に必要な情報を熟知しておかなければならない。

第9条（誠実義務） 派遣団員は、当連合および日本の代表としての誇りと自覚を持ち、スポーツマンシップに則り誠実に行動しなければならない。

第10条（禁止事項） 派遣団員は、遠征期間中、以下の行為を行ってはならない。

(1) 現地法令および大会ルールの違反。
(2) 賭博行為、および八百長への関与。
(3) あらゆる形態のハラスメント（セクシャル、パワー、人種差別等）。
(4) 許可のない単独行動および夜間の不適切な外出。

第11条（SNSおよびメディア対応）

1. SNS等での発信において、他者への誹謗中傷、守秘義務に触れる情報の公開、および当連合の品位を損なう不適切な投稿（大会主催者が禁止する区域での撮影を含む）を禁止する。
2. 取材対応は、原則として当連合の指示に従うものとする。

第12条（引率者の定義および責務）

1. 引率者とは、派遣団員のうち、団体やグループを安全に目的地の往復から現地滞在まで誘導・管理し、派遣期間中における派遣団員の安全管理、生活全般のサポート、および事故防止や緊急時対応の責任を負う者をいう。
2. 引率者は、派遣団員の安全確保に対して最大限の注意を払う「安全配慮義務」を負う。

3. 特に当該大会開催年度の4月1日時点で18歳未満の者（以下「ジュニア・ユース派遣団員」という）の引率にあたっては、以下の事項を徹底しなければならない。

    (1) 24時間体制での動静把握と緊急連絡網の確実な運用。
    (2) 夜間の外出制限、および自室外での単独行動の禁止の徹底。
    (3) 健康状態（食事、睡眠、メンタルヘルス）の把握および管理。
    (4) 医薬品の服用やアレルギー情報の事前把握と管理。

第5章 アンチ・ドーピング

第13条（アンチ・ドーピング規程の遵守と免責）

1. 派遣団員は、世界アンチ・ドーピング規程（WADAコード）、日本アンチ・ドーピング規程、国際競技連盟が定めるアンチ・ドーピング規則、および当連合が別途定めるアンチ・ドーピング規程を遵守しなければならない。
2. 選手は、いかなる時および場所においても、当連合または権限を有するアンチ・ドーピング機関が実施するドーピング検査に応じる義務を負う。正当な理由なく検査を拒否、回避、または妨害してはならない。
3. 選手は、自身の体内に取り込まれる物質について最終的な責任（厳格責任）を負うことを自覚し、治療目的で禁止物質・禁止方法を使用する必要がある場合は、当連合および関係団体の指示に従い、速やかに「治療使用特例（TUE）」の申請を行わなければならない。
4. コーチおよびスタッフは、選手に対しアンチ・ドーピングに関する適切な指導を行い、ドーピング行為を助長、容認、または隠蔽してはならない。
5. 派遣団員は、当連合が指示する場合、当連合が指定するアンチ・ドーピング講習の受講、またはeラーニング等の教育プログラムを完了しなければならない。
6. 選手は大会期間中、検査員からの呼び出しに常時応じられるよう待機・報告義務を負う。選手が大会期間中に自己判断で帰国、または指定区域を無断で離脱している間にドーピング検査の対象となり、受検不能等によりアンチ・ドーピング規則違反に問われた場合、当連合はその責任を一切負わないものとする。
7. ドーピング違反が確定した場合は、当該規程に従い、当連合は必要な処分および損害賠償の請求を行うことができる。

第6章 ユニフォーム規程

第14条（ユニフォームの基準）

1. 派遣団員のうち選手を派遣選手という。

2. 世界選手権またはアジア選手権に参加する派遣選手は、原則として当連合が提供するユニフォームを着用して競技会に出場するものとする。ただし、当連合が特に認めた種目に関しては、当連合が指示した範囲で、派遣選手が自身で準備・制作したユニフォームを着用することを許可する。
3. その他の国際大会及び海外遠征においては、原則として、派遣選手が自身で準備・制作したユニフォームを着用することを許可する。

第15条（スポンサーロゴの掲出）

1. 派遣選手個人またはチームにスポンサーがいる場合でも、当連合が提供した代表ユニフォームにはスポンサーのロゴは掲出できないものとする。
2. 個人やチームで準備したユニフォームを着用する場合は、各自のスポンサーロゴ等を入れたもので出場できるか否か、当連合が指示し、その決定に従うものとする。

第16条（懲罰および現地処分） 派遣団員が本章の規程に違反した場合、第9章の定めに従い処分を行う。また、現地の当連合担当者は、緊急措置としてその場での出場停止や承認の取消しを命じることができる。

第17条（競技会以外の場面での服装）

1. 世界選手権およびアジア選手権において、派遣団員は開会式および表彰式での日本代表ジャージの着用を必須とする。
2. 前項を除く、競技会以外の場面において、当連合から服装の指定がある場合はそれに従うものとし、指定がない場合は派遣団員の任意とする。ただし、次条の禁止事項を遵守すること。

第18条（競技会以外の場面での服装の禁止事項） 派遣団員は、競技会以外の場面において、次に掲げる内容に関連する服装を着用してはならない。

(1) 公序良俗に反する企業や団体等の宣伝行為に関連するもの（例：反社会的勢力、アダルト向け商品に関連するもの）。
(2) 特定の宗教・思想・政治団体等の宣伝行為に関連するもの。
(3) 日本国内で違法薬物の製造・販売に関連するもの。
(4) 派遣先の開催国で禁止または嫌悪されているもの。
(5) 競技会などに適さないと当連合が判断するもの（例：タバコ、他国の国旗や国名・チーム名が入った服装等）。

第7章 危機管理と報告

第19条（渡航手続きと保険）

1. 当連合が指定する場合、派遣団員は、外務省の渡航登録サービス（たびレジ等）への登録を義務付ける。
2. 全ての派遣団員は、海外旅行保険に加入しなければならない。

第20条（事故・緊急時の対応） 現地で事故や病気が発生した場合、派遣団員は速やかに当連合へ連絡を行う。当連合は、緊急連絡網に基づき関係各所と連携して対応する。

第21条（免責） 当連合は、派遣団員の過失や管理不備（パスポート、貴重品、その他所持品の紛失・盗難等を含む）に起因して生じた損失および費用の負担について、一切その責を負わないものとする。また、当該事由により当連合に追加の費用が発生した場合は、その費用を当該派遣団員に請求するものとする。

第8章 ジュニア・ユース派遣団員の派遣に関する特則

第22条（引率義務）

1. ジュニア・ユース派遣団員が派遣に含まれる場合、各個人・チームは、原則として1名以上の引率者を同行させなければならない。
2. 引率者は、遠征の全行程においてジュニア・ユース派遣団員と行動を共にし、その安全および生活全般を監督する責任を負う。また、不測の事態に備え、当連合または他チームの引率者と相互に緊急時バックアップ体制を確保しておくものとする。
3. ジュニア・ユース派遣団員のみでの出国、現地滞在、および帰国は、原則としてこれを認めない。

第23条（保護者の同意）

1. 当連合が指定した場合、ジュニア・ユース派遣団員の派遣にあたっては、法定代理人（保護者）の署名がある「派遣同意書」および「誓約書」を提出することとする。
2. 渡航先国により保護者の渡航同意書（公証役場での認証等）が必要な場合は、保護者の責任においてこれを準備するものとする。

第24条（アジア選手権大会への派遣制限）アジア選手権大会に関しては、世界選手権大会のカテゴリーに合わせ、Kids以下（大会開催年の12月31日時点の年齢で11歳以下）の派遣は行わないものとする。

第25条（オープン大会への派遣特例） 前条の規定にかかわらず、大会開催年の12月31日時点の年齢で11歳以下のカテゴリーの派遣を承認する場合がある。ただし、当該派遣については保護者または引率者の管理責任及び誓約書の提出を必須とし、かつ本規程の遵守を徹底できることを条件とする。

第9章 罰則および弁明の機会

第26条（規程違反に対する処分）

1. 派遣団員が本規程（ユニフォーム規程、アンチ・ドーピング規程等を含む全ての条項）に違反した場合、または日本代表としての品位を著しく損なう行為があった場合、当連合は理事会の決定に基づき、以下の処分を行うことができる。

    (1) 厳重注意
    (2) 派遣資格の取消しまたは即時帰国命令
    (3) 当連合による大会出場の承認取消し（または現地組織へのエントリー辞退届の提出）
    (4) 今後の当連合主催事業への参加制限
    (5) 当連合が被った損害の賠償請求

2. 大会期間中において緊急を要する場合、現地の当連合責任者の判断により、前項第2号または第3号の処分を即座に執行することができる。

第27条（弁明の機会の付与）

1. 当連合は、前条第1項に基づく処分（軽微な厳重注意を除く）を決定しようとする場合、当該派遣団員に対し、あらかじめ通知を行い、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
2. ジュニア・ユース派遣団員が対象となる場合は、その保護者が本人に代わって弁明を行うことができる。
3. ただし、前条第2項の緊急処置については、執行後に速やかに事情聴取を行うものとする。

附則 本規程は、2026年3月2日より施行する。
改訂日：2026年8月31日